

# 会議録

- 1 会議の名称 令和7年度第1回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和8年2月18日(水) 13時30分～14時30分
- 3 開催場所 熊取町役場 北館3階 大会議室
- 4 議題 (1) 報告事項
  - ①子ども・子育て支援金制度について
  - ②令和8年度国民健康保険料率及び賦課限度額等について
  - ③その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 当日の出席委員数 9人
- 7 傍聴者数 0人

## 8 審議等の概要

### 【(1) 報告事項】

#### ①子ども・子育て支援金制度について

##### ■事務局説明

・令和8年4月1日より開始する「子ども・子育て支援金制度」とは、全世代や企業から支援金を拠出し、それを財源として子育て世帯に対する施策に充て、社会全体で子ども・子育て世帯を支える制度である。

・施策の内容は「児童手当の拡充」、「育児時短終業給付」、「育児期間中の国民年金保険料免除措置」、「妊婦のための支援給付」、「出生後休業支援給付(創設)」、「こども誰でも通園制度」

・国が試算した国民健康保険加入者一人あたりの平均月額、令和8年度200円、令和9年度300円、令和10年度400円である。大阪府では年額3,219円(月額一人あたり約270円)。

##### ■質疑応答等

特になし

#### ②令和8年度国民健康保険料率及び賦課限度額等について

##### ■事務局説明

##### ①令和8年度大阪府市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)について

###### (1) 算定条件

○府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分

○統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない

○保険料算定式 医療分・後期分：3方式 ⇒所得割、応益割(均等割6：平等割4)  
介護分・子ども分：2方式 ⇒所得割、応益割(均等割)

###### (2) 算定における主な変動要因

○算定上の推計被保険者数 約150.7万人(▲3.8万人)(令和7年度 約154.5万人)

○一人あたり費用の増減要因

《増要因》子ども・子育て支援納付金創設・保険給付費の増・前期高齢者交付金の減

《減要因》普通調整交付金・療養給付費等負担金・特別調整交付金の増

○大阪府による保険料抑制の工夫

財政調整事業による保険料抑制財源の確保(保険者努力支援制度交付金の活用等)、

特別調整交付金(統一達成による激変緩和) 都道府県繰入金(2号)の1号振替、など

⇒ 上記の結果、令和8年度の標準保険料率は令和7年度と比較して、概ね全ての項目で微増。限度額は医療分で1万円、後期分で2万円の増。令和8年度から新設の子ども分は限度額3万円。

##### ②令和8年度賦課限度額等について

(1) 国民健康保険料の賦課限度額は、平成30年度の都道府県化以降、府下統一の標準保険料率決定時（賦課前年度の1月）に適用されている国基準の賦課限度額を採用することとなっている。（令和8年度適用の限度額は令和7年度国基準となる。）

⇒ 医療分66万円（対前年度+1万円）、後期分26万円（対前年度+2万円）、介護分17万円（対前年度増減なし）、子ども分3万円（新設）  
総額112万円（対前年度+6万円）となった。

(2) 税制改正に伴う制度改正について

保険基盤安定制度（保険料法定軽減判定基準額）の見直しにより、低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定基準所得が改正された。

《改正内容》7割軽減対象世帯は変更なし。5割軽減対象世帯に係る所得判定所得基準のうち、被保険者数に乗じる額が31万円（対前年度+5千円）、2割軽減対象世帯の場合は57万円（対前年度+1万円）に改正された。

**【改正後】**

5割軽減基準額：基礎控除相当分

43万円 + [31万円 × 被保険者数] + [(給与所得者等の数 - 1) × 10万円] 以下

2割軽減基準額：基礎控除相当分

43万円 + [57万円 × 被保険者数] + [(給与所得者等の数 - 1) × 10万円] 以下

■主な質疑応答

○ 保険料の減要因について

⇒ 国庫負担金等を保険料への財源とすることで、保険料の減要因としている。

③その他

■事務局説明

資料3に沿って、国民健康保険事業特別会計の令和8年度当初予算及び当初予算額の推移、被保険者数の推移等について説明。

■主な質疑応答

○ 予算状況のみだが、実績のある年度は決算状況も記載してほしい。

⇒ 次年度の資料作成時に検討する。

○ 保健事業費が前年度比増となっている理由は？

⇒ 特定健診受診者の増加傾向に伴う特定健康診査等委託料の見込額増によるもの。

9	会議情報	名称	国民健康保険運営協議会
		根拠法令等	国民健康保険法、国民健康保険条例
		設置期間	昭和36年4月～
		所掌事務	国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること
		委員数	14人

10 担当課 健康福祉部保険年金課